



農業共済に 加入しましょう!!

～備えあれば憂いなし～

◇ 近年多発する自然災害に対して、農業者自らが備えをしておくことが重要になっています。

◇ こうした中、農業共済は、自然災害等により作物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。

農業共済への加入が災害対策の基本です。
農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。

◇ 農業共済では、加入者の負担を軽減するため、掛金の原則50%を国が負担します。また、共済金の受取が少なければ、翌年の掛金が下がります。

◇ 自然災害等に備えて、**農業共済に加入しましょう!!**

農林水産省

※以後のページに記載されている共済掛金、共済金は全国の平均的な金額であり、実際には地域や農業者ごとに異なります

農作物共済

(収穫量が減少した場合に補償します)

対象品目

水稻・陸稲・麦



補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫期

主な補償内容

主なメニュー

以下のメニューから、農業者が選択できます

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割を下回った場合に共済金を支払います
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合に共済金を支払います
地域インデックス方式 (2019年産から)	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、統計データによる収穫量が9割を下回った場合に共済金を支払います
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が9割を下回った場合に共済金を支払います
一筆方式 (2021年産までで廃止)	ほ場ごとに、収穫量が7割を下回った場合に共済金を支払います

補償内容が拡充され、掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定されます

- ・加入者の選択により、ほ場ごとに一定以上の被害が見込まれる場合に共済金を受け取れる特約を追加することができます。（一筆半損特例）
- ・危険段階別共済掛金率により、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

試算例(10a当たり)

	水稻 (全相殺方式)	水稻 (半相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)
農業者が支払う共済掛金	573円	298円	1,865円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	3.6万円	2.7万円	2.3万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	8.1万円	7.2万円	5.3万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

果樹共済

対象品目

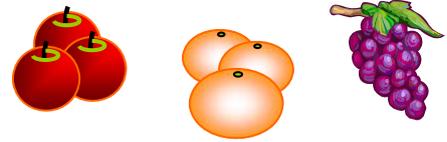
うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル

〔【指定かんきつ】
はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平〕

掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定されます

危険段階別共済掛金率により、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

収穫共済（収穫量が減少した場合に補償します）

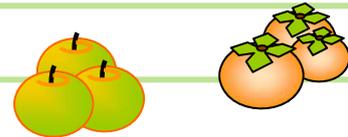


補償対象となる事故

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害

補償期間

花芽の形成期（春枝の伸長停止期）から果実の収穫期



主な補償内容

主なメニュー 以下のメニューから、農業者が選択できます

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合に共済金を支払います
半相殺減収総合方式	農業者ごとに、収穫量が7割を下回った場合に共済金を支払います
地域インデックス方式 (2020年産から)	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、統計データによる収穫量が9割を下回った場合に共済金を支払います
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が8割を下回った場合に共済金を支払います
特定危険方式 (2021年産までで廃止)	農業者ごとに、暴風雨、ひょう害、凍霜害によって収穫量が8割を下回った場合に共済金を支払います

試算例(10a当たり)	うんしゅうみかん (災害収入共済方式)	りんご (半相殺減収総合方式)	ぶどう (半相殺減収総合方式)
農業者が支払う共済掛金	4,844円	7,906円	7,773円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	9.3万円	7.1万円	13.7万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	24.8万円	24.4万円	47.1万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

樹体共済

(樹体に損害を受けた場合に補償します)



補償対象となる事故

気象災害等による樹体の枯死、流出、滅失、埋没、損傷による損害

補償期間

農業共済組合が定める日から1年間

補償内容

樹体が損害を受けた場合に、樹体の資産価値の8割を上限として共済金を支払います

※樹体の資産価値は、加入した樹齢から抜根する樹齢までに得られる利益を考慮して算定します

※樹体の資産価値の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えない損害の場合は、共済金を支払いません

補償内容が拡充されています

- ・2015年から樹体の資産価値を引き上げました。
- ・2015年から損害があったと判定する基準を樹体の2/3以上の被害から1/2以上の被害に緩和しました。

試算例(10a当たり)

(25年生の場合、付保割合8割)

	うんしゅうみかん (資産価値167万円)	りんご (資産価値272万円)	なし (資産価値400万円)
農業者が支払う共済掛金	1,580円	13,587円	11,424円
半損になった場合に 支払われる共済金	67万円	109万円	160万円
全損になった場合に 支払われる共済金	134万円	218万円	320万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

畑作物共済

(収穫量が減少した場合に補償します)

対象品目

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、そば、
スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭



補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、凍霜害、ひょう害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫期

主な補償内容

主なメニュー

以下のメニューから、農業者が選択できます

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は9割）を下回った場合に共済金を支払います
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が7割（大豆は8割）を下回った場合に共済金を支払います
地域インデックス方式 (2019年産から)	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、統計データによる収穫量が9割を下回った場合に共済金を支払います
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が8割を下回った場合に共済金を支払います
一筆方式 (2021年産までで廃止)	ほ場ごとに、収穫量が7割を下回った場合に共済金を支払います

掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定されます

危険段階別共済掛金率により、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

試算例(10a当たり)	大豆 (全相殺方式)	大豆 (半相殺方式)	茶 (災害収入共済方式)
農業者が支払う共済掛金	1,731円	937円	3,617円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	1.9万円	1.4万円	6.8万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	4.3万円	3.9万円	18.2万円

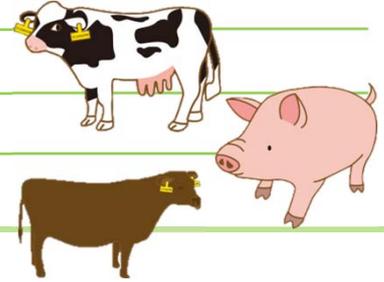
※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

家畜共済

死亡廃用共済（通称：死廃共済）、病傷疾病共済（通称：病傷共済）

対象品目

牛	成牛（原則として出生後第6月以降のもの） ※子牛・胎児（授精後240日以上のもの）についても農業者の選択により対象にできます
馬	原則として出生年の翌年以降のもの
種豚	出生後第6月以降のもの
肉豚	出生後第20日又は離乳した日以降のもの



補償内容

それぞれニーズに応じた補償金額が設定できるようになりました

死廃共済	家畜が死亡・廃用となった場合に、その資産価値を補償します。
病傷共済	家畜（牛の胎児、肉豚は除く。）が疾病や傷害となった場合に、その診療費を補償します。

補償内容が拡充され、掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定されます

- ・補償期間開始時点の価値で補償されていた肥育牛等は、事故発生時の価値で補償することになりました。
- ・と畜場で発見される牛白血病は、農業者が出荷した場合のほか、家畜商経由で出荷した場合も補償の対象となりました。
- ・共済加入者間で取引された家畜は、導入後2週間以内の事故であっても補償の対象となりました。
- ・家畜の異動の都度、必要だった家畜の異動申告が不要になりました。
- ・危険段階別共済掛金率により、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

※2019年1月以後に開始する共済責任期間から適用

試算例(1頭当たり) (付保割合8割の場合)	搾乳牛 (35月齢) (資産価値60万円)	肥育牛 (20月齢) (資産価値80万円)	肉豚 (資産価値1.3万円)
農業者が支払う共済掛金（死廃共済）	8,474円	4,864円	815円
死亡した場合に支払われる共済金	48万円	64万円	1万円
農業者が支払う共済掛金（病傷共済）	24,038円	16,121円	—
治療を受けた場合に支払われる共済金(1件当たり)	13,000円	9,000円	—

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害



主な補償内容

- ◆ 築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割が上限)は設定します。
- ◆ 1棟ごとに、損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に補償します。
- ◆ 共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

【補償額の上乗せ(特約)】

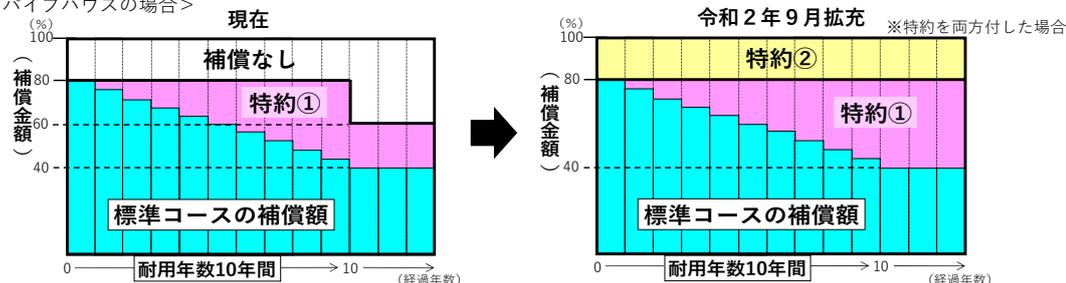
- 復旧費用特約(被覆材は補償対象外)
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割(耐用年数超過後は6割)まで補償(※掛金の国庫負担はなし)
- 暖房器具、発電設備、栽培棚などの附帯施設や損害を受けた施設の撤去費用も補償の対象に追加可能

令和2年9月から補償を拡充

- 補償額は新築時の資産価値の8割(耐用年数超過後は6割)が上限でしたが、**築年数にかかわらず新築時の資産価値(10割)まで補償**する特約を導入します。

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外)【拡充】: 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償
特約② 付保割合追加特約【新設】: 新築時の資産価値の最大2割を補償

<パイプハウスの場合>



- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超えないと補償されませんでした、**1万円から補償**する特約を導入します。

【掛金の割引】

- 小さな被害を補償範囲から外すと、掛金を大幅割引(外す金額は10、20、50、100万円の4コースあり)
- 生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割引
- 太いパイプ(31.8mm以上)ハウスにすると、掛金を15%割引

試算例(10aあたり)

※19mmパイプハウス、4年経過、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、新築時の資産価値312万円、付保割合8割

標準コース	損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に補償	小さな被害を補償範囲から除外	
		損害額が20万円を超える場合に補償	損害額が100万円を超える場合に補償
農業者が支払う共済掛金	26,500円	8,200円	1,000円
全損時に支払われる共済金	221万円	221万円	221万円
標準コース+特約①+特約②			
農業者が支払う共済掛金	43,000円	13,500円	1,700円
全損時に支払われる共済金	312万円	312万円	312万円

(参考) 農業共済の見直しについて

農業共済については、2017年6月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。農業者へのサービスの向上と負担軽減の観点から、2019年1月以後に開始する共済責任期間（農作物共済は2019年産）から、以下の見直しが行われます。

現 行	見直し後
<p>米・麦の当然加入制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米・麦は共済への加入が義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任意加入制に移行します
<p>引受方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米・麦の一筆方式 〔 被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式 〕 ○ 果樹の特定危険方式及び園芸施設共済の短期加入 〔 災害の種類や期間を選択して加入する方式 〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、ほ場ごとの深い被害を補償します ○ 補償の総合化を図るため、廃止します
<p>家畜共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死廃共済と病傷共済のセット加入 ○ 共済期間開始時の価値で補償 ○ と畜場で発見される牛白血病 ○ 初診料は自己負担、その他の診療費は共済金で補償 ○ 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死廃共済と病傷共済に分離し、一方のみの選択もできるようにします ○ 日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の価値で補償します ○ 農業者が出荷した場合も家畜商経由の場合も共済金の対象にします ○ 診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担とします（現行の自己負担総額と同水準） ○ 共済加入者間で取引された家畜は共済金の対象にします
<p>園芸施設共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金の支払対象となる被害 (1棟ごとに3万円又は補償価額の10%超の被害) ○ 掛金の国庫補助の限度 (1農家当たり共済金額8千万円まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3万円又は補償価額の5%超の被害があれば共済金を支払います。 ○ 2倍（1億6千万円まで）に上げます
<p>掛 金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 掛金率は農業者一律に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金の受取りが少ない農業者は掛金率の段階を下げていきます

農業共済の見直しの詳細については、農林水産省ホームページをご覧ください

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html

具体的な内容や、共済への加入手続き等については、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください

名 称	電話番号
北海道農業共済組合連合会	011-271-7212
青森県農業共済組合	017-775-1161
岩手県農業共済組合	019-601-7491
宮城県農業共済組合	022-225-6701
秋田県農業共済組合	018-884-5222
山形県農業共済組合	023-656-8988
福島県農業共済組合	024-521-2715
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8881
栃木県農業共済組合	028-683-5531
群馬県農業共済組合	027-251-5631
埼玉県農業共済組合	048-645-2141
千葉県農業共済組合	043-245-7449
東京都農業共済組合	042-381-7111
神奈川県農業共済組合	0463-94-3211
新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141
富山県農業共済組合	076-461-5333
石川県農業共済組合	076-239-3111
福井県農業共済組合	0778-53-2701
山梨県農業共済組合	055-228-4711
長野県農業共済組合	026-217-5800
岐阜県農業共済組合	058-270-0081
静岡県農業共済組合連合会	054-251-4396
愛知県農業共済組合	052-204-2411
三重県農業共済組合	059-228-5135

名 称	電話番号
滋賀県農業共済組合	077-524-4688
京都府農業共済組合	075-222-5700
大阪府農業共済組合	06-6941-8736
兵庫県農業共済組合	078-332-7154
奈良県農業共済組合	0744-21-6312
和歌山県農業共済組合	073-436-0771
鳥取県農業共済組合	0120-031-559
島根県農業共済組合	0853-22-1478
岡山県農業共済組合	086-277-5531
広島県農業共済組合	082-262-4711
山口県農業共済組合	083-972-7500
徳島県農業共済組合	088-622-7731
香川県農業共済組合	087-888-2121
愛媛県農業共済組合	089-941-8135
高知県農業共済組合	088-856-6550
福岡県農業共済組合	092-721-5521
佐賀県農業共済組合	0952-31-4171
長崎県農業共済組合	0957-23-6161
熊本県農業共済組合	0964-25-3200
大分県農業共済組合	097-544-8110
宮崎県農業共済組合	0985-27-4288
鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161
沖縄県農業共済組合	098-833-8188

農林水産省経営局保険課

03-6744-2175